湖周地区ごみ処理施設整備事業

要求水準書

（運営・維持管理業務編）

平成２５年４月３０日

湖周行政事務組合

湖周地区ごみ処理施設整備事業　要求水準書(運営・維持管理業務編)

【目　　次】

第1章　総　則

第1節　本要求水準書の位置付け

本「湖周地区ごみ処理施設整備事業要求水準書（運営・維持管理業務編）」（以下「本要求水準書」という。）は、湖周行政事務組合（以下、「本組合」という。）が「湖周地区ごみ処理施設整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集・選定にあたり応募者を対象に交付する入札説明書等と一体のものであり、本事業において整備する諏訪湖周クリーンセンター（以下「本施設」という。）に関する運営・維持管理業務の各業務に関して、本組合が本事業に係る基本契約に基づく運営委託契約を締結する民間事業者（以下「事業者」という。）に対して要求するサービスの水準を示し、応募者の提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、本組合は本要求水準書の内容を、事業者選定における評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。

第2節　計画概要

1　事業目的

湖周行政事務組合を構成する岡谷市、諏訪市、下諏訪町の2市1町の湖周地区では、各々独自の施設によって廃棄物を処理してきたが、各施設とも老朽化が進行したため、広域的に共同で、新施設の整備を行うこととした。

本事業は、ごみ処理施策をより効率的かつ効果的に推進するため、施設の設計・建設及び運営を行うことを目的とする。

なお、組合は本事業について、地域経済の活性化に寄与することを期待しているため、可能な範囲において、地元企業を構成企業、下請企業として参加できるよう配慮すること。

2　業務名称

湖周地区ごみ処理施設整備事業

3　業務実施場所

長野県岡谷市字内山4769番14のほか

4　対象施設及び施設規模

本業務における対象施設は要求水準書（設計・建設業務編）により整備される施設であり、以下のとおりである。以下、本業務の対象施設を、本施設とする。

(1) ごみ焼却施設(全連続燃焼ストーカ式)　　110t/24h（55t：2炉）

(2) 関連施設（要求水準書（設計・建設業務）により整備される上記以外の全ての施設）

5　業務内容

本業務は、本施設に関する受付業務、運転管理業務、維持管理業務、情報管理業務、環境管理業務、売電業務（余熱利用業務）、関連業務〔見学者対応支援・啓発業務、近隣対応（事業者が負担すべき範囲）〕等であり、本要求水準書に示すとおりである。

6　業務期間

本施設の運営・維持管理期間（以下「本業務期間」という。）は、平成28年9月1日から平成48年8月31日までとする。

7　本施設の基本性能

本要求水準書に示す本施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ、ごみ処理施設としての機能であり、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章第13節　正式引渡し」に示す正式引渡し時において、確認される施設の性能である。

第3節　一般事項

1　要求水準書の遵守

事業者は、本要求水準書に記載される要件を遵守すること。

2　関係法令等の遵守

事業者は、関係法令等（要求水準書（設計・建設業務編）第1章第14節参照）を遵守すること。

3　環境影響評価書の遵守

事業者は、本施設に係る環境影響評価書の内容を遵守すること。また、本組合が実施する調査または事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本組合と協議の上、対策を講じること。

4　本組合への報告・協力

(1) 事業者は、本業務に関して、本組合が指示する報告、記録、資料提供には速やかに対応し協力すること。
(2) 事業者は、定期的な報告は「第6章　情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は「10　緊急時対応」に基づくこと。

5　関係官公署への報告・届出

(1) 本組合が、関係官公署へ報告、届出等を必要とする場合、本組合の指示に従って、事

業者は必要な資料・書類の速やかな作成・提出をすること。なお、関連する経費は全て事業者が負担すること。

(2) 事業者が行う運営・維持管理に係る報告、届出等に関しては、事業者の責任により行うこと。

6　一般廃棄物処理実施計画の遵守

事業者は、本業務期間中、本組合の構成市町が毎年度定める一般廃棄物処理の実施計画を遵守すること。

7　本組合の検査

本組合が事業者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立ち入り検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

8　関係官公署の指導等

事業者は、本業務期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は契約書に定める。

9　労働安全衛生・作業環境管理

(1) 事業者は、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。

(2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について本組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

(3) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

(4) 事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。

(5) 事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し遵守すること。なお、ダイオキシン類対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、本組合が定める者の同席を要すること。

(6) 事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。

(7) 事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、

その励行に努め、作業行動の安全を図ること。

(8) 安全作業マニュアルは本施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

(9) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本組合と協議の上、本施設の改善を行うこと。

(10) 事業者は、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号) 等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について本組合に報告すること。

(11) 事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。

(12) 事業者は、安全確保に必要な防火・防災訓練、避難訓練等を定期的に行うこと。訓練の開催ついては、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。

(13) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本施設の作業環境を常に良好に保つこと。

10 緊急時対応

(1) 事業者は、地震・火災等の災害、火災・爆発等の事故、機器の故障等の緊急時においては、従業者の安全確保を最優先するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努めること。また、地震・火災等の災害等により、来場者に危険が及ぶ場合は、来場者の安全確保を最優先するとともに、来場者が避難できるように適切に誘導すること。

(2) 事業者は、緊急時における人身の安全確保、本施設の安全停止、本施設の復旧、本組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。改善した緊急対応マニュアルについては、本組合に報告し、本組合の承諾を得ること。

(3) 事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防、本組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告し、本組合の承諾を得ること。

(4) 事業者は、緊急時に、緊急対応マニュアルに基づき、防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。

(5) 緊急時に対応した場合、事業者は直ちに対応状況、緊急時の本施設の運転記録等を本組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本組合に提出すること。

11 急病等への対応

(1) 事業者は、本施設への搬入者、従業者の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生時の対応マニュアルを整備し、本組合の

承諾を得ること。

(2) 事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。

(3) 事業者は、本施設に適切な台数のAEDを設置すること。設置位置は、本施設内の来場者及び従業者の所在・動線等を踏まえ、適切な位置とすること。また、設置したAEDは適切に管理するとともに、必要な講習等を受講し、常時使用可能とすること。

12　災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本組合が実施しようとする場合、事業者はその処理処分に協力すること。なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。

13　本組合他施設との調整

事業者は、本組合が、本組合他施設と本施設の間で、廃棄物搬入量の調整を行う場合は、本組合に協力すること。なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。

14　地元雇用・地域貢献

(1) 事業者は、本施設の運営・維持管理に当たっては、本組合の構成市町での雇用促進に配慮すること。

(2) 事業者は、本施設周辺の住民との良好な信頼関係を構築するため、地域の活性化や地域への貢献に努めること。

15　個人情報の保護

事業者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「湖周行政事務組合個人情報保護条例」（平成23年条例第10号）等を遵守すること。

16　業務実施計画書及び業務計画書の作成

(1) 事業者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書を本業務開始前に本組合に提出し、本組合の承諾を受けること。

(2) 業務実施計画書には、本業務の実施にあたり必要となる各種のマニュアル、各業務の実施にあたり必要な業務計画書、本組合への各種報告様式等を含むこと（表 1　参照）とし、その内容については、本組合との協議により決定すること。

(3) 事業者は、各年度の業務が開始する30日前までに、業務実施計画書に基づき、当該年度の業務計画書を本組合に提出し、当該年度の業務が開始する前に、本組合の承諾を得ること。

表 1　業務実施計画書の構成（参考）

①受付業務実施計画書	
②運転管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・月間運転計画、年間運転計画 ・運転管理マニュアル ・日報・月報・年報様式	等を含む
③維持管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・調達計画 ・点検・検査計画 ・補修・更新計画	等を含む
④情報管理業務実施計画書 ・各種報告書様式 ・各種報告書提出要領	等を含む
⑤環境管理業務実施計画書 ・環境保全基準 ・環境保全計画 ・作業環境基準 ・作業環境保全計画	等を含む
⑥売電業務実施計画書 ・売電計画	等を含む
⑦関連業務実施計画書 ・清掃要領・体制 ・植栽管理計画・体制 ・防火管理・防災管理要領・体制 ・警備・防犯要領・体制 ・住民対応要領・体制 ・啓発業務計画・体制 ・見学者対応支援要領・	等を含む
⑧その他 ・緊急対応マニュアル ・急病人発生時対応マニュアル ・安全作業マニュアル ・個人情報保護マニュアル	等を含む

17　ISO 環境マネジメントシステムの準拠

事業者は、ISO14001 環境マネジメントシステムに準拠し、マニュアル及び体制の整備を行い、その適正な運用を図ること。

第4節　運営・維持管理条件

1　本業務に関する図書

本業務は、次に基づいて行うこと。

(1) 湖周地区ごみ処理施設整備事業　運営委託契約書
(2) 湖周地区ごみ処理施設整備事業　要求水準書　運営・維持管理業務編（本要求水準書）
(3) 湖周地区ごみ処理施設整備事業　要求水準書　設計・建設業務編
(4) 湖周地区ごみ処理施設整備事業　提案書（以下「事業者提案」という）
(5) その他本組合の指示するもの

2　提案書の変更

事業者は、提出された運営・維持管理に関する提案書の内容は原則的に変更できない。ただし、本組合の指示により変更する場合はこの限りではない。また、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において本要求水準書を満足させる変更を行うこと。

3　要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載した事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。よって、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、事業者の責任において補足・完備させること。

(2) 要求水準書における（参考）取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は「(参考)」と記載されたものについて、本施設を運営・維持管理をするために当然必要と思われるものについては、事業者の責任において補足・完備させること。

4　契約金額の変更

2、3 の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5　本業務期間終了時の明け渡し条件

事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たすことを確認し、本組合の承諾を得た上で、本施設を本組合に引き渡すこと。

(1) 本施設の性能に関する条件

1) 本施設の基本性能が確保されており、本組合が本要求水準書に記載のある業務を、事業期間終了後も 10 年間にわたり継続して実施することに支障のない状態である

ことを基本とする。建物の主要構造部は、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む）は除く。

2) 内外の仕上げや設備機器等は、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によりものを含む）は除く。

3) 設備機器等は、当初の設計図書に規定されている性能（容量、風量、温湿度、強度等の計測が可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない軽度な性能劣化（経年変化によるものを含む）については除く。

4) 事業者は、明け渡し時において以下の確認を行うこと。

① 事業者は、要求水準書　設計・建設業務編「第１章第８節　引渡性能試験」に示す内容・方法の試験を実施し、保証値を満たすことを確認すること。

② 事業者は、全ての設備（機械設備、土木・建築設備（要求水準書　設計・建設業務編「第３章　土木・建築工事」の対象設備）を含む）について以下の確認を行うこと。

a）内外の外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査）

イ．汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。

ロ．浸水、漏水等がないこと。

ハ．その他、異常がないこと。

b）内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む）

イ．異常な振動、音、熱伝導等がないこと。

ロ．開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。

ハ．各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮していること。

ニ．その他、異常がないこと。

(2) 運営・維持管理の引継ぎに関する条件

1) 本組合が事業終了後 10 年間程度本要求水準書に記載のある業務を行うにあたり支障のないよう、本組合へ業務の引継ぎを行うこと。

2) 引継ぎ項目は、各施設の取扱説明書（本業務期間中の修正・更新内容も含む）、本要求水準書及び運営委託契約書に基づき事業者が作成する図書等の内容を含むものとする。

3) 事業者は、業務期間終了後の施設の運転管理業務に従事する本組合が指定する者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書、取扱説明書及び手引き書等の教材等は、あらかじめ事業者が作成し、本組合の承諾を受けること。

4) 引継ぎに係る教育指導は、本業務期間中に実施することとし、事業者は本業務期間

終了時から逆算して教育指導を計画すること。

5) 教育指導は、机上研修、現場研修、実施研修を含むものとすること。

(3) その他

1) ごみピット、水槽等に残留する廃棄物・排水等は全て処理すること。

2) 本業務期間終了時における明け渡しの詳細条件は、本組合と事業者の協議により決定するものとし、協議は本業務期間終了の 3 年前を目処に開始する。

3) 事業期間終了時に事業期間終了後 1 年間の運転に必要な薬品を補充すること。予備品・消耗品は 1 年間に必要とする数量を用意すること。

第2章　運営・維持管理体制

第1節　業務実施体制

(1) 事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。なお、整備する体制は、利用者・見学者の安全が確保されるとともに、事故等の緊急時に対応可能な体制とすること。

(2) 事業者は、整備した業務実施体制について本組合に報告し、本組合の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告し、本組合の承諾を得ること。

(3) 事業者は、各種マニュアル、業務実施計画書等の変更に伴い、従業者に対して、必要な研修を実施すること。

第2節　有資格者の配置

(1) 事業者は、廃棄物処理施設技術管理者を配置すること。また、運営開始後 2 年間以上において、一般廃棄物を対象とした発電設備を有するごみ焼却施設（ストーカ式連続燃焼式）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を、本事業の廃棄物処理施設技術管理者として配置すること。

(2) 事業者は、第 3 種電気主任技術者及びボイラータービン主任技術者を配置すること。なお、配置される第 3 種電気主任技術者及びボイラータービン主任技術者は、「電気事業法」（昭和 37 年法律第 170 号）第 43 条第 1 項及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成 24 年 3 月 30 日改正）」に基づき選任されるものとする。

(3) 事業者は、防火管理者及び防災管理者を配置すること。

(4) 事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

第3節　連絡体制

事業者は、平常時および緊急時の本組合等への連絡体制を整備し、本組合の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告し、本組合の承諾を得ること。

第3章　受付業務

第1節　本施設の受付業務

事業者は、本要求水準書、関係法令、事業者提案等を遵守し、適切な受付業務を行うこと。

第2節　受付管理

(1) 事業者は、計量施設において、収集（直営、委託）、許可業者、直接搬入の各車両に対して計量手続きを行うこと。原則として、搬入時及び搬出時について計量を行うこと。
(2) 事業者は、廃棄物及び搬出物等を搬入・搬出する車両についても、計量施設において計量し、確認・記録すること。
(3) 事業者は、計量施設で受け付ける廃棄物について、本組合が定める搬入基準を満たしていることを確認すること。搬入基準を満たしていないことが明らかな場合は、受け入れてはならない。また、搬入基準を満たしていない廃棄物を持ち込んだ搬入者に対して、分別指導等を行うこと。
(4) 搬入基準は、原則として毎年度、本組合が定めるものとする。
(5) 動物死骸の受付を行うこと。

第3節　案内・指示

(1) 事業者は、安全に搬入が行われるように、計量施設及び敷地内において、搬入車両を案内・指示すること。
(2) 事業者は、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。また、敷地内外へ渋滞する場合には、敷地内外の交通整理を行うこと。
(3) 事業者は、本施設への収集車両（直営、委託）による本施設外での廃棄物等の飛散を防止するために、本施設内での洗車を指示すること。

第4節　料金徴収

(1) 事業者は、本施設に直接搬入ごみを搬入しようとするもの及び許可業者に対し、岡谷市、諏訪市、下諏訪町が定める料金を、本組合が定める方法で本組合に代わり徴収等を行うこと。
(2) 事業者は、徴収した料金を、本組合が定める方法によって本組合へ引き渡すこと。

第5節　受付時間

(1) 事業者は、表 2に示す受付時間において、計量施設において受付管理を行うこと。
(2) 事業者は、表 2に示す受付時間外であっても、受付時間内に待車した車両の受付管理を行うこと。
(3) 事業者は、表 2に示す受付時間外であっても、構成市町がそれぞれ年 2 回程度実施す

る一斉清掃時等、本組合が指示する一時的な受付管理については、対応すること。

(4) 事業者は、事前に連絡があった場合、事業系許可業者のみ日曜日受付を行うこと。なお、受付時間は土曜日委託収集と同じとする。

表 2　本施設の受付時間

月曜から金曜日	土曜日	センター休日 (受付しない)
一般持込 8:30 から 16:00 委託収集 8:00 から 17:00	一般持込 8:30 から 12:00 委託収集 8:00 から 13:00	日曜日 12 月 31 日～1 月 3 日

第4章　運転管理業務

第1節　本施設の運転管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令、公害防止条件等を遵守し、本施設を適切に運転すること。また、本施設の基本性能（第 1 章　第 2 節　7　参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物を、安定的かつ適正に処理するように、運転管理業務を実施すること。

第2節　運転条件

1　計画処理量

⑴ 要求水準書　設計・建設業務編「第 1 章第 3 節 2　計画ごみ質」に示されたごみ質に対し、ごみ焼却施設は 110t/24 時間の処理を可能とすること。

⑵ 要求水準書　設計・建設業務編「第 1 章第 3 節 2　計画ごみ質」に示されたごみ質に対し、ごみ焼却施設は 30,816t/年の処理を可能とすること。

⑶ 搬入量の多寡に関わらず、適正かつ効率的な処理を可能とすること。

2　公害防止条件

要求水準書　設計・建設業務編「第 1 章第 4 節 1　公害防止基準」参照

3　ユーティリティー条件

要求水準書　設計・建設業務編「第 1 章第 2 節 7　立地条件」参照

4　年間運転日数

⑴ 搬入される各年度の計画処理量を、安全かつ安定的に滞りなく処理することを条件に計画すること。

⑵ ごみ焼却施設として、1 炉あたり 90 日以上の連続運転を可能とすること。

5　運転時間

ごみ焼却施設の運転時間は 24 時間/日とし、受付時間（第 3 章　第 5 節　参照）において、速やかに受入が可能とすること。

6　車両の仕様

⑴ 事業者は、要求水準書（設計・建設業務編）で納入される車両以外で、本業務に必要な重機類・車両等を用意すること。

⑵ 事業者は、重機類・車両等の選定にあたっては、可能な限り、環境配慮型を選定すること。

第3節　搬入廃棄物の性状分析

事業者は、ごみ焼却施設に搬入された廃棄物の性状ついて、定期的に分析・管理を行うこと。なお、分析項目及び頻度は、「別紙 1　測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとすること。

第4節　搬入管理

(1) 事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内において搬入車両を案内・指示すること。また、必要に応じて人員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。
(2) 事業者は、本施設に搬入される廃棄物について、搬入基準を満たしているか確認し、搬入禁止物の混入を防止すること。特に、中身が外観から確認できない物については、その中身について確認すること。
(3) 事業者は、収集車（直営、委託）が搬入する廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、本組合に確認後、本組合の指示に従うこと。
(4) 事業者は、許可業者及び直接搬入者の搬入廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、搬入禁止物を返還するともに、本組合に報告すること。また、処理不適物毎に本組合が別途指示する場所への搬入を指示すること。搬入者が帰った後に処理不適物を発見した場合は、本組合に確認後、本組合の指示に従い、保管、積込み等を行うこと。
(5) 事業者は、直接搬入ごみの荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
(6) 事業者は、定期的にプラットホーム内での搬入検査を実施し、搬入禁止物の混入を防止すること。なお、搬入検査は 1 日あたり最大 10 件、 1 件あたり 15 分程度の検査を実施すること。また、検査対象は収集（委託）、許可業者を想定している。方法等については、本組合の指示に従うこと。
(7) 事業者は、動物死骸の搬入に際し、必要に応じ、解体処理等の本施設に必要とされる処理を行うこと。

第5節　適正処理

(1) 事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理を行うこと。
(2) 事業者は、本施設より発生する焼却灰、飛灰処理物等が関係法令、公害防止条件、要求水準書　設計・建設業務編第 1 章第 3 節 11 に示す処理生成物基準等を満たすように適切に処理すること。
(3) 焼却灰、飛灰処理物等が上記の関係法令、公害防止条件等を満たさない場合、事業者は、当該廃棄物を上記の関係法令、公害防止条件等を満たすよう必要な処理を行うこと。なお、当該廃棄物は、変動費の対象とはしない。

第6節　適正運転

事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

第7節　搬出物の保管及び積込

(1) 事業者は、本施設より排出される焼却灰、飛灰処理物等が、適正処理に支障のないように、適切に保管すること。本組合が指示する保管量に達した場合、本組合に報告すること。
(2) 事業者は、本施設より排出される焼却灰、飛灰処理物等を、本施設より搬出する際の積込み作業を行うこと。
(3) 事業者は、搬出物の積込みに必要な重機類・車両等を用意すること。

第8節　搬出物の性状分析

(1) 事業者は、本施設より搬出する焼却灰、飛灰処理物等の量について計量し管理すること。
(2) 事業者は、本施設より搬出する焼却灰、飛灰処理物等の性状について、定期的に、分析・管理を行うこと。

第9節　運転計画の作成

(1) 事業者は、本施設の安全と安定稼働の観点から運転計画を作成すること。
(2) 事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成すること。
(3) 全設備の停止は、共通部分の定期点検等、やむを得ない場合以外行わないこと。
(4) ごみ焼却施設については、定期点検、定期補修等の場合は、1炉のみ停止し、他は原則として常時運転すること。また、受電設備、余熱利用設備などの共通部分を含む機器の定期点検、定期補修等については、最低限の全炉休止期間をもって安全作業が十分確保できるよう配慮すること。
(5) 事業者は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。
(6) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画について、本組合の承諾を得た上で、計画を実施すること。
(7) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、本組合と協議の上、計画を変更し、本組合の承諾を得ること。

第10節　運転管理マニュアルの作成

(1) 事業者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定すると共に、操作手順、方法等を記載した運転管理マニュアルを作成し、本組合の承諾を

得ること。

(2) 事業者は、作成した運転管理マニュアルに基づき運転を実施すること。

(3) 事業者は、本施設の運転計画や運転状況等に応じて、策定した運転管理マニュアルを随時改善すること。なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、本組合の承諾を得ること。

第11節　運転管理記録の作成

事業者は、以下の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成すること。なお、記録内容及び様式、提出時期については、本組合の指示に従うこと。なお、運転管理記録に関するデータについては、事業期間中保管すること。

① 運転データ（処理量、稼働時間、発電量、排ガス濃度等）

② 用役データ（電気、水道、燃料、薬品等）

③ 点検・検査、補修内容等

第5章　維持管理業務

第1節　本施設の維持管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令、公害防止条件等を踏まえ、本施設の基本性能（第 1 章　第 2 節　7　参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物を、安定的かつ適正に処理するように、維持管理業務を実施すること。

第2節　備品・什器・物品・用役の調達・管理

(1) 事業者は、経済性を考慮し、本施設に関する備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、本組合に提出すること。なお、備品・什器・物品の調達については、シックハウス対策に配慮すること。

(2) 事業者は、調達した備品・什器・物品・用役について、調達実績を記録し本組合に報告すること。

(3) 事業者は、必要の際には支障なく使用できるように適切かつ安全に保管・管理すること。

第3節　点検・検査計画の作成

(1) 事業者は、点検および検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように、点検・検査計画を策定すること。

(2) 事業者は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成し、本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

(3) 事業者は、全ての点検・検査を、本施設の基本性能の維持を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うように計画すること。

第4節　点検・検査の実施

(1) 事業者は、点検・検査計画に基づき、点検・検査を実施すること。

(2) 事業者は、日常点検で異常が発生された場合や事故が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。また、異常発生箇所及び事故発生箇所の類似箇所についても、臨時点検を実施すること。

(3) 事業者は、点検・検査に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数または本組合との協議による年数保管すること。

(4) 事業者は、点検・検査実施後速やかに点検・検査結果報告書を作成し本組合に提出すること。

第5節　補修計画の作成

(1) 事業者は、本業務期間を通じた補修計画を作成し、本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。作成にあたっては、本施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を念頭におくこと。

(2) 事業者は、本業務期間を通じた補修計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本組合に提出すること。更新した補修計画について、本組合の承諾を得ること。

(3) 事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、本組合に提出すること。また、作成した各年度の補修計画は、本組合の承諾を得ること。

(4) 事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果を踏まえ、本施設の基本性能を発揮するために必要となる各設備の性能を維持するための部分取替、調整等である。

第6節　補修の実施

(1) 事業者は、点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。

(2) 事業者は、補修に際して、補修工事施工計画書を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

(3) 事業者は、各設備・機器の補修に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数または本組合との協議による年数保管すること。

(4) 事業者が行うべき補修の範囲は「表 3　補修の範囲（参考)」のとおりである。

表 3　補修の範囲（参考）

作業区分		概　　要	作業内容（例）
予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう）。	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査　等
	更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
	予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
事後保全	緊急事故保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
	通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、機械設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

第7節　精密機能検査

(1) 事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 5 条及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和 46 年 10 月 25 日環整第 45 号）に基づき、3 年に 1 回以上の頻度で、第三者による精密機能検査を実施すること。
(2) 事業者は、精密機能検査の内容について、精密機能検査計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。
(3) 事業者は、精密機能検査の結果を本組合に報告するとともに、精密機能検査の結果踏まえ、本施設の基本性能の維持のために必要となる点検・検査計画、補修計画、更新計画の見直しを行うこと。

第8節　土木・建築設備の点検・検査、補修等

(1) 事業者は、土木・建築設備の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上げ、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。
(2) 事業者は、来場者等第三者が立ち入る箇所については、特に、美観や快適性、機能性を損なうことがないよう点検、修理、交換等を計画的に行うこと。
(3) 土木・建築設備の点検・検査、補修等に係る計画については、調達計画、点検・検査計画、補修計画、更新計画に含めること。

第9節　機器等の更新

(1) 事業者は、本業務期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器等のの耐用年数を考慮した本業務期間に渡る更新計画を作成し、本組合に提出すること。作成した更新計画について、本組合の承諾を得ること。
(2) 事業者は、本業務期間中に本組合が最新の更新計画の作成を求める場合は、最新の更新計画を作成し、本組合に提出すること。作成した更新計画について本組合の承諾を得ること。
(3) 事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器等の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。

第10節　長寿命化計画の作成及び実施

(1) 事業者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成 22 年 3 月　環境省大臣官房　廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課）等に基づき、本施設の長寿命化計画を作成すること。
(2) 事業者は、点検・検査、補修、更新、精密機能検査等の結果に基づき、長寿命化計画を毎年度更新し、その都度本組合の承諾を得ること。
(3) 事業者は、作成した長寿命化計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために必要

な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。

第11節　改良保全

(1) 事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を本組合に提案すること。また、本組合が改良保全を計画する場合は、その検討に協力すること。
(2) 改良保全の実施に関しては、財産処分を含め、本組合において判断・了承する。
(3) 改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は両者で調整する。

第6章　情報管理業務

第1節　本施設の情報管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

第2節　運転管理記録報告

(1) 事業者は、運転計画（第４章　第９節　参照）を作成し、本組合に提出すること。
(2) 事業者は、本施設への種別搬入量・搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌等の内容を記載した日報、月報、年報、料金徴収簿等の運転管理に関する報告書を作成し、本組合に提出すること。
(3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、本組合と協議の上、決定すること。
(4) 事業者は、運転記録に関するデータを法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

第3節　調達結果報告

(1) 事業者は、調達計画（第５章　第２節　参照）を作成し、本組合に提出すること。
(2) 事業者は、調達結果を記載した調達報告書を作成し、本組合に提出すること。
(3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、本組合と協議の上、決定すること。
(4) 事業者は、調達に関するデータを法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

第4節　点検・検査報告

(1) 事業者は、点検・検査計画（第５章　第３節　参照）、精密機能検査計画（第５章　第７節　参照）を作成し、本組合に提出すること。
(2) 事業者は、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書、精密機能検査結果を記録した精密機能検査報告書を作成し、本組合に提出すること。
(3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、本組合と協議の上、決定すること。
(4) 事業者は、点検・検査に関するデータを法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

第5節　補修・更新報告

(1) 事業者は、補修計画（第５章　第５節　参照）、更新計画（第５章　第９節　参照）、長寿命化計画（第５章　第10節　参照）を作成し、本組合に提出すること。

⑵ 事業者は、補修結果を記載した補修結果報告書、更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
⑶ 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、本組合と協議の上、決定すること。
⑷ 事業者は、補修、更新等に関するデータを法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

第6節　環境保全報告

⑴ 事業者は、環境保全計画（第 7 章　第 3 節　参照）を作成し、本組合に提出すること。
⑵ 事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し本組合に提出すること。
⑶ 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、本組合と協議の上、決定すること。
⑷ 事業者は、環境保全に関するデータを法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

第7節　作業環境保全報告

⑴ 事業者は、作業環境保全計画（第 7 章　第 5 節　参照）を作成し、本組合に提出すること。
⑵ 事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、本組合に提出すること。
⑶ 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、本組合と協議の上、決定すること。
⑷ 事業者は、作業環境保全に関するデータを法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

第8節　啓発業務報告

⑴ 事業者は、啓発業務計画を作成し、本組合に提出すること。
⑵ 事業者は、啓発業務の実施結果を記載した啓発業務報告書を作成し、本組合に提出すること。
⑶ 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、本組合と協議の上、決定すること。
⑷ 事業者は、啓発業務に関するデータを法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

第9節　施設情報管理

(1) 事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間に渡り適切に管理すること。

(2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し、本組合の承諾を得ること。

(3) 本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については本組合と協議の上決定すること。

第10節　本施設の維持管理の記録に関する報告

(1) 事業者は、本施設の運営・維持管理状況に関する情報について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 3 第 6 項に基づき、本組合が公表できるように、必要な情報を本組合に提出すること。

(2) 提出内容及び頻度については、本組合の指示に従うこと。

第11節　その他管理記録報告

(1) 事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、または事業者が自主的に管理記録する項目で、本組合が要望するその他の管理記録について、管理記録計画を作成し、本組合に提出すること。

(2) 事業者は、管理記録結果を記載した管理記録報告書を作成し、本組合に提出すること。

(3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、本組合と別途協議の上、決定すること。

(4) 事業者は、管理記録に関するデータを、法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

第7章　環境管理業務

第1節　本施設の環境管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令、公害防止条件等を踏まえ、本施設の基本性能（第 1 章　第 2 節　7　参照）を十分に発揮し、適切な環境管理業務を行うこと。

第2節　環境保全基準

(1) 事業者は、公害防止条件、環境保全関係法令、生活環境影響調査等を遵守した環境保全基準を定めること。
(2) 事業者は、運営・維持管理に当たり、設定した環境保全基準を遵守すること。
(3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、本組合と協議し、本組合の承諾を得ること。

第3節　環境保全計画

(1) 事業者は、本業務期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本組合の承諾を得ること。なお、「別紙 1　測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとすること。
(2) 事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
(3) 事業者は、環境保全基準の遵守状況について本組合に報告すること。

第4節　作業環境保全基準

(1) 事業者は、「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
(2) 事業者は、運営・維持管理に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。
(3) 事業者は、法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、本組合と協議し、本組合の承諾を得ること。

第5節　作業環境保全計画

1) 事業者は、本業務期間中、 作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本組合の承諾を得ること。なお、「別紙 1　測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとすること。
2) 事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。
3) 事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について本組合に報告すること。

第8章　売電業務（余熱利用業務）

第1節　本施設の売電業務

余熱について、本敷地内にて極力効率的な運用ができるよう計画するものとする。発電電力について、本敷地内の施設にて利用していくが、余剰電力が発生した場合は売電を行うものとする。

事業者は、本要求水準書、関係法令、公害防止条件等を踏まえ、本施設の基本性能（第1章　第2節　7　参照）を十分に発揮し、適切かつ効率的な売電業務（余熱利用業務）を行うこと。

第2節　売電の事務手続き及び発電条件

(1) 事業者は、売電に係る事務手続を行うこと。なお、売電収益は本組合に帰属するものとし、売電先は本組合が選定するため、選定にあたっては協力すること。
(2) 事業者は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に、使用電力の最小化（省エネ）を図り、極力効率的な電力が見込めるよう運営・維持管理を行うものとする。

第9章　関連業務

第1節　本施設の関連業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節　清掃・維持管理

(1) 事業者は、本施設の清掃計画を作成し、本組合の承諾を得ること。清掃計画には、日常清掃の他、定期清掃等の全ての清掃を含むこと。
(2) 事業者は、本施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。
(3) 事業者は、本施設の敷地内について、道路及び駐車場、側溝等の清掃・除雪など、維持管理を行い、清潔に保つこと。

第3節　植栽管理

(1) 事業者は、本施設の植栽について、剪定・薬剤散布・水撒き等を記載した植栽管理計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
(2) 事業者は、植栽管理計画に基づき、本施設内の植栽を適切に管理すること。

第4節　防火管理・防災管理

(1) 事業者は、「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）等関係法令に基づき、本施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備すること。
(2) 事業者は、整備した防火・防災管理体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
(3) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理・防災管理上、問題がある場合は、本組合と協議の上、本施設の改善を行うこと。
(4) 事業者は、特に、ごみピット、ストックヤード等については、入念な防火管理を行うこと。

第5節　警備・防犯

(1) 事業者は、本施設の警備・防犯体制を整備すること。
(2) 事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
(3) 事業者は、本施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

第6節　住民対応

(1) 事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
(2) 事業者は、本施設の運営・維持管理に関して、住民等から意見等があった場合、適切に初期対応を行い、本組合に報告すること。

第7節　啓発業務計画の作成

(1) 見学対象者は小・中学生及び市民団体を中心とし、施設見学に対する説明を主とし、啓発にかかる情報収集・学習・体験が出来る場を提供すること。
(2) 事業者は、本業務期間中、毎年度、啓発業務計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
(3) 啓発業務計画の作成に際しては、啓発施設の利用・見学時間等を考慮し作成すること。
(4) 毎年度の啓発業務計画の作成においては、前年度の利用状況等を踏まえ、見直すこと。
(5) 事業者は、啓発業務に必要となる調度品（展示用陳列ケース、研修室・会議室等の机や椅子等）及び施設の運営・維持管理に必要な備品等を計画・リスト化し、本組合に提示すること。また、啓発業務に必要となる調度品及び備品を、本業務期間中にわたり用意すること。

第8節　啓発業務の実施

(1) 事業者は、毎年度の啓発業務計画に基づき、啓発業務を実施すること。
(2) 事業者は、本組合が本施設内で行う啓発イベントについて、イベント場所を提供とするとともに、本組合が啓発イベントを円滑に実施できるように協力すること。なお、2,000～3,000 人程度の住民が集うエコフェスティバルの開催を毎年 1 回予定している。

第9節　見学者対応支援

(1) 事業者は、本組合が見学者への説明を行う際に、施設の稼働状況及び環境保全状況等の説明に協力すること。なお、見学者の受付は本組合が行う。
(2) 事業者は、見学者説明支援要領書を作成し、本組合の承諾を得ること。
(3) 事業者は、要求水準書　設計・建設業務編「第 2 章第 13 節 8（3）説明用パンフレット」に示す説明用パンフレットを配布できるように作成・確保すること。なお、建設時に作成した説明用パンフレットが残っている場合は、これを利用すること。また、説明用パンフレットの内容については、5 年に一度程度改訂し、本組合の承諾を得るとともに、電子データを本組合に引き渡すこと。
(4) 見学者用設備については適切に保守を行い、常に使用が出来るよう維持管理すること。故障した際は速やかに修繕を行うこと。また、必要に応じて更新を行うこと。

別紙 1　測定項目及び頻度（参考）

項目		規定頻度
ごみ質	①天候、②気温、③種類組成（10 種類。合成樹脂類は詳細分類）、④単位容積重量、⑤3 成分、⑥低位発熱量（計算値、実測値））	年 4 回　以上 （種類組成については年 12 回（1 回/1 ヶ月）以上）
ばい煙 （排ガス）	硫黄酸化物	1 回/2 ヶ月　以上 （1 回当たり 2 検体/炉　以上）
	ばいじん	年 2 回　以上 （1 回当たり 2 検体/炉　以上）
	塩化水素	年 2 回　以上 （1 回当たり 2 検体/炉　以上）
	窒素酸化物	年 2 回　以上 （1 回当たり 2 検体/炉　以上）
	ダイオキシン類	年 2 回　以上 （1 回当たり 1 検体/炉　以上）
騒音	敷地境界線	年 1 回　以上
振動	敷地境界線	年 1 回　以上
悪臭	敷地境界線	年 1 回　以上
粉じん	敷地境界線	事業者提案
焼却灰	熱灼減量	月 1 回　以上
	溶出試験（有害性判定基準）	年 1 回　以上 （1 回当たり 2 検体以上）
	ダイオキシン類	年 1 回　以上
飛灰処理物	溶出試験（有害性判定基準）	年 1 回　以上 （1 回当たり 2 検体以上）
	熱灼減量	年 1 回以上 （1 回当たり 2 検体以上）
	ダイオキシン類	年 1 回　以上
放流水	生活環境項目（水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数）	月 1 回　以上
	有害物質項目（カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物）	年 1 回　以上
	ダイオキシン類	年 1 回　以上
作業環境	粉じん	年 2 回　以上
	ダイオキシン類	年 2 回　以上